附則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を定める告示は、法人の令和八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税及び事業税について適用し、個人の令和八年分以前の所得税並びに法人の同日前に開始した事業年度分の法人税及び事業税については、なお従前の例による。

様式第七

経　済　産　業　省

番　　号
年　　月　　日

殿

経済産業大臣

「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項の取下げ届出書の受理（通知）

年　月　日付けをもって届出がありました「マルチステークホルダー方針」の公表に係る事項について、令和４年経済産業省告示第88号第６条第２項に基づき、下記のとおり取下げ届出書を受理したので、通知します。取下げ届出書の提出に伴い、取り下げた届出に基づく税制上の措置は受けられないこととなります。

1.届出者に係る情報

法人の名称	代表者の役職及び氏名	住所

2.取下げのあった届出に係る税制の適用事業年度に係る情報

適用事業年度開始日	適用事業年度終了日
年　月　日	年　月　日

備考（全て削除して使用のこと）

1.　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2.　文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。